

町道東3線・町道北5号線の通行止めについて

昨年に引き続き、道央圏連絡道路の工事に伴い町道東3線と町道北5号線において工事期間中、継続的な通行止めを行います。

近隣にお住まいの方、通行する方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願いします。

【工事名】

道央圏連絡道路 長沼町北5号線改良工事

【町道東3線】

範囲 北4号線～道道札幌夕張線

期間 令和5年11月中旬まで(予定)

【町道北5号線】

範囲 道道恵庭栗山線～道道札幌夕張線

期間 令和6年3月まで(予定)

【問合せ先】

- 札幌開発建設部 札幌道路事務所
第1工務課 黒川 (☎011-854-6071)
- (株)砂子組 長沼北5号線改良作業所
工事責任者 野崎 (☎090-2690-5647)
- 役場管理係 (☎76-8021)



※工事終了に伴い通行止めを解除します。

悪質商法の被害にあわないために

悪質業者は、う・そ・つ・き！

【う】うまい話を信用しない！

うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴が…

【そ】そうだんする！

一人で判断せず、家族や知人、相談機関に相談を

【つ】つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は言葉巧みにすぐ契約をするように迫ってきます

【き】きっぱり！はっきり！断る！

あいまいな返事をせず、きっぱり、はっきりと断りましょう

【問合せ先】栗山警察署 (☎0123-72-0110) 詐欺電話がきたら #9110



6月1日は「電波の日」

総務省では、6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使い方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとや相談があれば、下記までお問合せください。

【問合せ先】北海道総合通信局 (☎011-737-0099)

家族介護用品給付券を支給します

在宅で介護をしている町内在住の家族に、**年額30,000円**を限度に、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭綿、ドライシャンプーなどを購入できる介護用品給付券を支給します。

希望する方は、申請書の提出が必要ですので、下記までお問合せください。

◆対象者

以下①～⑤のすべてに該当する人を在宅で介護している町内在住の家族

- ①介護者及び要介護者が、町内に住所を有していること
- ②要介護者が生活保護を受給していないこと
- ③要介護者本人が町民税非課税者であること
- ④介護保険で要介護4～5と認定された人
※ただし、要介護・要支援認定における認定調査票の「排尿」または「排便」の項目で、「介助」または「見守り等」に該当する人は介護認定4～5以外でも対象
- ⑤要介護者が介護保険施設に入所していないこと

◆給付券利用指定店

介護用品給付券は、以下の指定店で利用できます(指定店以外では利用できません)。

指定店名	住所	電話番号
ツルハドラッグ長沼店	錦町南1丁目6番21号	76-7268
吉井調剤薬局長沼店	栄町1丁目2番1号	88-1881

【申込・問合せ先】りふれ介護支援係 (☎82-5555)

登記事項証明書の取得はお得なインターネットで！

不動産や会社・法人の登記事項証明書の請求は、自宅や会社のパソコンからインターネットを利用した「かんたん証明書請求」で行うことができます。

「かんたん証明書請求」利用による3つのメリット

- ①法務局の窓口で請求する場合の手料は、1通600円(郵送の場合は+郵送料)ですが、「かんたん証明書請求」の手料は、法務局の窓口で受け取る場合は1通480円(郵送の場合は送料込みで1通500円)とお得です。
※手数料はインターネットバンキングやペイジー対応のATMで納付することができます。
- ②請求した証明書は、郵送で自宅や会社などで受け取るほか、法務局の窓口でも受け取ることができます。
- ③法務局の窓口は17時15分までですが、「かんたん証明書請求」を利用する場合は21時まで請求することができます。

■法務局ホームページ「登記・供託オンライン申請システム」

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/whats/kantan/summary.html>



【問合せ先】法務局サポートデスク (☎050-3786-5797)